

## ネットによる人権侵害の防止

今日、国際化、少子高齢化、情報化等の変化に伴い、女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人など様々な人権問題が存在している。最近、インターネット等による人権侵害の問題等、新たな人権課題も生じてきている。

インターネットの急速な普及により、世界中の様々な情報を共有できる時代になった。しかし、インターネットの匿名性を隠れみのに、掲示板などに差別的な文章を載せるなどの行為も多く、大きな問題となってきた。

いる。インターネットを悪用した行為は、人権やプライバシーの侵害につながる。利用者一人一人が、互いの人権を尊重した行動をとることが重要である。ネット上のトラブルへの対応は、国や地方自治体でも取り組んでいるが、個人として対応することも必要である。

- ① ホームページに詳細な個人情報や載せない
- ② チャット、掲示板での発言に気をつける
- ③ Eメールの署名に注意する
- ④ チェーンメールを転送しない

- ⑤ サイトの運営主体の信用を見極める
- ⑥ IDやパスワードの管理を厳重にする
- ⑦ 知人の個人情報にも注意する
- ⑧ 言葉づかいや発言に気をつける

人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きるための誰にも侵されることのない永久の権利であり、私たちは人権を尊重しなければならぬ。

参考『人権教育ハンドブック』  
東秩父中学校長 野口 博一

## 我が家のニューフェイス



梅沢 宥那くん  
ゆうな

生年月日 平成21年8月10日  
(大字皆谷)

お父さん：宜之さん  
お母さん：恵美さん

はじめまして、ゆうなです！  
もなお姉ちゃんの歌に合わせて踊ったり、お歌が大好き♪  
ハイハイもつたい歩きも上手になったよ！お誕生日までに歩けるようになるかなあ～♪  
見かけたら声かけてください。  
これからもヨロシクね★★★

## 浄化槽法定検査受検促進キャンペーンを実施します

浄化槽法では浄化槽管理者に、保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。しかしながら、法定検査については受検されているお宅が少ない状況にあります。このことから、浄化槽法定検査受検促進キャンペーンを実施することになりました。

このキャンペーンは、期間中にご近所の方の分と合わせて浄化槽3～5基（うち1基以上は未受検者）をまとめて、同時に「定期検査（11条検査）」お申し込みいただくと、指定検査機関から取りまとめた浄化槽基数分のクオカード（500円）が薄謝として提供されます。ご近所の方にお声掛けして、ぜひともこの機会に法定検査を受けてください。

なお、市町村設置型浄化槽を設置されているお宅については村で管理し、法定検査を受検しています。  
※法定検査とは、浄化槽の設置工事や保守点検・清掃

が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか検査するもので、人間に例えれば健康診断に当たります。

法定検査には、浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から5か月間に受検する「設置後の水質に関する検査」（7条検査）と、その後毎年1回定期的に受検する「定期検査」（11条検査）の2種類があります。

### キャンペーン期間

平成22年7月1日（木）～12月31日（金）

### 検査料

定期検査（11条）10人槽以下 5,000円

### 申込先および問合せ先

(社)埼玉県環境検査研究協会 浄化槽検査課

電話 048-649-5151